

## 総務常任委員会委員長報告

総務常任委員会の報告を申し上げます。

当委員会は、休会中の16日及び19日の2日間、開催いたしました。

説明を求めるため、出席を求めた者は、総務部長、政策推進部長、市民部長及び関係課長等であります。

当委員会が、付託を受けております案件は、条例6件、予算3件、請願書1件の計10件であります。

それでは、審査の結果につきまして、順次報告させていただきます。

まず、議案第80号 栗東市税 条例の一部を改正する条例の制定については、

委員から、

1. 今回の前納報奨金の廃止に伴う、納付率や市財政への影響はどうか。
2. 廃止に伴い、滞納者が増加することにならないか。
3. 口座振替の促進をするべきではないか。

等の質疑があり、当局からは

1. 廃止された近隣市の状況では、2割程度が期別納付に回られているが、徴収率には影響が出ていないと聞いている。市財政においても、この範囲であれば財政運営に影響はないと考えて

いる。

2. 徴収率には影響はないと考えるが、徴収の強化に努める。
3. 口座振替は、税によって異なるが、現在は概ね40～60%であり、今後さらに口座振替の推進に努めていく。

との答弁がありました。

他にも質疑がありましたが、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第82号 栗東市国民健康保険 出産費資金 貸付基金条例を廃止する条例の制定については、

委員から、

- ・廃止の理由と今後の必要性。

について質疑があり、

当局から、

- ・出産育児一時金の直接支払い制度と受け取り代理制度の2つの制度が出来たことにより、被保険者に一時金を貸し出すことがなくなったことで、制度上必要性がなくなったことによるものである。

との答弁がありました。

他にも質疑がありましたが、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第84号 栗東市福祉医療費 助成条例の一部を改正する条例の制定については、

委員から、

1. 今回の改正内容について、対象者に周知徹底を図る必要があり、特に高齢の方には個々に細やかで丁寧な説明・対応が必要であるが、どう考えているか。
2. 高齢の方への極め細やかなフォローが必要と考えるが、その対策はどうか。

等の質疑あり、当局から

1. 対象者に対しては、送付文書では文字を大きくし、わかりやすい文面とするほか、個別にその方に合った形での対応を検討していく。
2. 高齢者に対しては、医療にかかられた際に混乱されないように努めると共に、健康づくり事業の推進を図っていく。

との答弁がありました。

本件につきましては、各委員から「対象者、とりわけ高齢の方への極め細やかで丁寧な説明・対応と心の通いあったフォローによる対応」を求める意見が多く出されたことを申し添えます。

他にも質疑がありましたが、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第86号 栗東市老人福祉医療費 助成条例の一部を改正する条例の制定については、

委員から、

1. 本件について他市の状況はどうか。
2. 国に対し、市への財政支援と合わせて、国の直轄事業とするよう働きかける必要があるのではないか。
3. 今回の改正により、医療機関へ行かれる回数が減ることにより、病気が重篤化することを危惧するが、その対応はどう考えているか。

等の質疑があり、当局から、

1. 県内19市町では、4市で一部条件の基に実施されているが、他は廃止又は実施されていない状況である。実施されていない市において、受診回数が低いという状況にはない。
2. 近畿都市国民保険者協議会において、福祉医療制度は国直轄事業でされるよう要望しており、医療費助成事業全般について、今後も要望していく。
3. 医療機関への受診については、医師会との連携・協議により、適正な医療を受けられるように要請していく。

との答弁がありました。

本件につきましても、各委員から「対象者への極め細やかで丁寧な説明・対応と民生児童委員等との連携や相談によるフォロー等の対応」を求める意見が多く出されたことを申し添えます。

他にも多くの質疑がありましたが、討論もなく、採決の結果、  
全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 88 号 栗東市暴力団排除条例の制定については、  
委員から、

1. 条例の「排除」とは何か。
2. 本件に関する中学校での教育の現状と今後の方策はどうか。
3. 市民に対し、わかりやすい啓発に努めるべきであるが、その対応は。

等の質疑あり、当局から、

1. 本市には、現在、組事務所はないが、今後の発生に対する抑止に向けた市民活動等を支援していくことを考えている。
2. 教育面では、現在中学校では、シンナーや覚せい剤等の薬物乱用に対する教育を行っているが、今後条例制定後には暴力団についての教育を実施していく。
3. 今後市民に対しては、広報等でわかりやすく解説し、具体例も示し、啓発していく。

との答弁がありました。

他にも多くの質疑がありましたが、討論もなく、採決の結果、  
全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第97号 平成23年度栗東市一般会計補正予算  
(第4号)についてのうち、当委員会に関係する歳出、歳入・  
その他事項につきましては、

委員から

1. 時間外手当の総括において、補正前約4000万円に比べ、補正後は約6000万円と大幅に増加している要因は何か。
2. グリーンニューディール基金事業は、平成22年度も実施されたが、どれだけの効果があったのか。
3. 公社健全化対策費の経営検討委員会の検討内容は何か。

等の質疑があり、当局から、

1. 時間外手当については、縮減のため圧縮した予算としたが、イベント開催や災害対応等により補正対応したもので、6000万円は例年ベースとなっている。
2. グリーンニューディール基金事業は、平成22年度にも実施し、防犯灯をLED化しており、効果面では1本当たりの電気代を比較すると、100Wの水銀灯で、月に721円が216円と低く抑えられている。
3. 経営検討委員会では、公社の経営状況の評価、分析を行い、専門的な見地から検証していただくことを考えている。

との答弁がありました。

他にも質疑がありましたが、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、環境建設常任委員会委員長、文教福祉常任委員会委員長から、それぞれ関係する歳入、その他事項につきましても、原案どおり可決すべきものと決した旨の報告を受けております。

次に、議案第98号 平成23年度栗東市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、

質疑、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第99号 平成23年度栗東市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、

質疑、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第105号 栗東市税 条例の一部を改正する条例の制定については、

質疑、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、請願書第6号 請願書（米軍関係者による事故・事件における第一次裁判権放棄の「密約」の破棄と「日米地位協定」の見直しを日本政府に求める意見書の採択について）は、

委員から、

日米両政府は、在日米軍で働く軍属が、公務中に起こした事件・事故をめぐり、日本側で裁判が出来るように日米地位協定の運用を見直すことで合意されており、また密約については議論されていくものであるとして、請願書に反対する討論がありました。

採決の結果、賛成者もなく、不採択すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の主な審査結果の報告といたします。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。